

報道関係者各位

令和8年2月27日
山梨県福祉保健部福祉保健総務課
課長 佐原 淳仁
電話 055-223-1441(内線 3050)

灯油助成券及びお米券の配付申請書等の受付期限を延長します

本県が実施している「灯油助成券」及び「お米券」配付事業について、申請書の受付期限を令和8年3月3日（火）から3月27日（金）まで延長します。あわせて、灯油助成券の利用期限を以下のとおり延長します。

本事業は、2月2日から対象世帯への通知を順次発送し、その後、申請の受付を行っています。現在までの申請状況や、個別の事情により受付期限内に提出が難しい場合があることを踏まえ、受付期限を延長するものです。

報道機関の皆様におかれましては、県民への周知に御協力をお願いいたします。

【申請書受付期限】 令和8年3月27日（金）まで
(延長前：令和8年3月3日（火）まで)

【利用期限】

灯油助成券 令和8年4月15日（水）まで
(延長前：令和8年3月23日（月）まで)

お米券 令和8年9月30日（水）まで【変更なし】

制度の内容や申請方法等の詳細は、県ホームページを御確認ください。

(https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/fukushi_kikaku/seikatukonkyusya-kinkyuushien.html)